

2006年6月15日

金融庁長官  
五味廣文殿

全日本損害保険労働組合  
中央執行委員長 吉田有秀

全日本損害保険労働組合  
日動火災外勤支部  
執行委員長 佐藤修二

## 要請書

昨年10月7日、東京海上日動火災社は、「リスクアドバイザー（RA）制度の発展的解消」と称し、突然、契約係従業員制度の廃止（2007年6月末を予定）を幣労組に通告してきました。制度廃止に伴い、契約係従業員は、会社を辞めて代理店となるか、職種を変更して継続雇用をするか、の選択を迫るものとなっています。契約係従業員は損害保険募集に従事する正社員で、長年にわたり損害保険サービスの提供に努め、我が国の損害保険の普及に貢献してきた重要な募集網の一角です。この制度を廃止することは、契約係従業員の雇用基盤を破壊するだけでなく、損害保険業界への信頼にも係る重大な問題です。私たちは、このような一方的な制度廃止をそのまま受け入れるわけにはいかず、契約係従業員制度の存続などを求めとりくみを進めています。

会社は、管理会計データなる数値を用いて「RAチャンネルに大きな費差損が生じている」と言い、制度廃止の口実を、「募集チャンネル」としての効率の悪さに求めています。しかし、契約係従業員とは、会社に直接雇用されていることから然るべきコストがかかり、外勤社員制度を擁する各社は、コスト削減に努めつつも、その重要性を踏まえた募集政策を構築しています。日動火災社との合併後、わずか1年で、効率が悪いからと切り捨てることは到底許されず、外勤社員制度全般だけでなく、我が国の損害保険募集のあり方にも重大な影響を与えます。今日、商品内容の十分な説明、きめ細かいアドバイスなど、損害保険販売のあり方も問われており、効率性を理由にした安易な募集網政策は現に慎むべきです。

また、コンプライアンス上も重大な問題も引き起こしています。この2月、幣労組組合員35名が、会社を相手取り、契約係従業員の地位を確認する訴訟を東京地裁へ提訴したところ、会社は、報復として、契約係従業員全員を対象とした「転進支援金」を幣労組組合員だけに支給しない差別問題を引き起こしました。あまりにもひどい対応に、東京都労働委員会は組合差別をやめるよう、実効確保の文書勧告を行いました。会社は4ヶ月にわたりこれにまったく従わず、社内に大きな混乱をもたらしてきました。6月にはいり、ようやく、全損保組合員にも支援金を支給するという対応を行いました。裁判に報復し、堂々と組合差別を続けた態度は、会社のコンプライアンスの根本姿勢に重大な問題があることを示しています。もともと、会社は、雇用と労働条件を大きく変更する「制度廃止」を、労働組合との合意は必要ないとし、「経営の専権事項」などと言い強行しようとしています。これも労働組合法に違反する重大な問題です。この点も含め、幣労組は東京都労働委員会に不当労働行為救済命令を申し立てていることも付言します。

以上のように、東京海上日動社の契約係従業員制度廃止は、単なる労使問題ではなく、貴庁が推進した損保「自由化」により生じた過当競争に起因し、募集網政策と消費者利便、コンプライアンスに重大なかかわりをもつ問題です。そして、損保トップカンパニーが、効率が悪いから雇用に手をかけるという、過当競争の新たな局面とも言えます。損害保険業界を健全に発展させていく観点から、貴庁として、東京海上日動火災社に、この問題の早期解決を指導されるよう要請いたします。

以上

2006年6月15日

金融庁長官  
五味廣文殿

全日本損害保険労働組合  
中央執行委員長 吉田有秀

「働くためのコンプライアンス運動」に関する申入れ

私たち全損保は、2005年度の運動方針として『新しい時代』に向け、働くものの主張の主体となり、共感を広げる運動、組織、財政を再構築することの基本スタントして確認しました。その一環として、組織全体で「働くためのコンプライアンス運動」(ルールをつくろう・主張しよう・守らせよう)を進めています。この運動は、激化する一方の競争激化の実態のもとで、変貌していく産業、企業、仕事、職場、生活のありかたを働くものの立場からみつめ、「これはおかしい」、「何とかしてほしい」という主張から、働くためのルールを確立し、主張し、守らせていこうという運動です。運動は3段階で進め、職場の実態と主張を明らかにしながら、基盤となる、憲法や法律、判例法理、労働行政の考え方、社会的な動向、グローバルな潮流などに照らし、全8章29条のルールを完成させました。その内容は「働くためのコンプライアンス運動 ハンドブック このルールから明日をひらこう」の通りです。

この運動の中で明らかとなったことは、私たちが働くにあたって守られるべき、社会的なルールや規範が、損保産業の中でいかに守られていないかという実態です。さらに、その実態は、働くものの問題にとどまらず、産業の社会的役割と信頼、企業運営のありかた、顧客対応など多方面に影響を及ぼしている事実も明らかとなっています。これは、競争激化の中で叫ばれている「コンプライアンス」が、保険業法などの限られた範囲に限られているという問題も浮き彫りにしています。すべてが、貴庁が進めてきた「自由化」のもとで引き起こされた問題であり、いかに無秩序な競争が招来されたかを示すものです。損保産業が、国民・消費者に役立つ真に健全に発展を遂げるために、私たちが完成させたルールの遵守は、大切な視点となるものと確信しています。

私たちは、完成させたルールを、各支部・地協の運動の共通指針、組合員の主張のベースとして位置づけ、産業、会社、職場のどこでも守らなければならないルールとなるよう、努力を重ねていきます。貴庁におかれても、「ハンドブック」の内容を正面から受け止め、損保産業全体で、このルールが遵守されるよう、最大限の努力を払うよう、申し入れます。

以上